

用地補償総合技術業務共通仕様書（令和7年4月1日） 新旧対照表

| 新（改正後） | 旧（現行） |
|--|--|
| <p>第1条 ～ 第42条 略</p> <p>（その他の業務）</p> <p>第43条 受注者は、移転に伴う法令上の制限の有無及びその内容並びに代替地取得に必要な情報その他移転に伴い必要となる情報について、権利者から情報提供の求めがあった場合には、関係機関に確認し、発注者及び権利者に情報提供するものとする。</p> <p>2 受注者は、本業務の遂行において、業務の実施の状況、権利者等からの意見・要望等及び当該事業計画地の現況等について、用地補償総合技術業務日報（様式第5号）（以下「日報」という。）を作成し、提出するものとする。</p> <p>3 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第3項に規定する個人情報（同条第9項に規定する特定個人情報を含む。）に関する責任者及び業務従事者の管理及び実施体制に関する資料を発注者に提出するものとする。</p> <p>4 前号に規定する個人情報に関する責任者及び業務従事者の管理及び実施体制に関する資料は、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 個人情報を取り扱う責任者 二 個人情報を取り扱う業務従事者 三 個人情報に関する管理体制 四 個人情報に関する管理状況の検査体制 五 個人情報が記録された媒体（書面、端末機器、サーバーに内蔵されているものその他個人情報が記録されている全てのものをいう。）の保存期間 六 個人情報の廃棄又は消去の方法 七 その他調査職員が指示したもの <p>5 本業務が完了した場合には、権利者ごとに公共用地交渉達成状況引継書（様式第9-1号）及び特定個人情報管理状況報告書（様式第9-2号）を作成し、監督員に引き継ぐものとする。</p> <p>なお、記載に当たり、業務完了時においても業務の対象となる土地等の権利者との公共用地交渉が難航していた場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合には、以下の内容を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 公共用地交渉の実施に当たり留意すべき点（権利者との公共用地交渉の経緯等） <p>二 業務完了時における権利者との公共用地交渉の状況等</p> <p>第44条～第45条 略</p> | <p>第1条 ～ 第42条 略</p> <p>（その他の業務）</p> <p>第43条 受注者は、移転に伴う法令上の制限の有無及びその内容並びに代替地取得に必要な情報その他移転に伴い必要となる情報について、権利者から情報提供の求めがあった場合には、関係機関に確認し、発注者及び権利者に情報提供するものとする。</p> <p>2 受注者は、本業務の遂行において、業務の実施の状況、権利者等からの意見・要望等及び当該事業計画地の現況等について、用地補償総合技術業務日報（様式第5号）（以下「日報」という。）を作成し、提出するものとする。</p> <p>3 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第3項に規定する個人情報（同条第8項に規定する特定個人情報を含む。）に関する責任者及び業務従事者の管理及び実施体制に関する資料を発注者に提出するものとする。</p> <p>4 前号に規定する個人情報に関する責任者及び業務従事者の管理及び実施体制に関する資料は、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 個人情報を取り扱う責任者 二 個人情報を取り扱う業務従事者 三 個人情報に関する管理体制 四 個人情報に関する管理状況の検査体制 五 個人情報が記録された媒体（書面、端末機器、サーバーに内蔵されているものその他個人情報が記録されている全てのものをいう。）の保存期間 六 個人情報の廃棄又は消去の方法 七 その他調査職員が指示したもの <p>5 本業務が完了した場合には、権利者ごとに公共用地交渉達成状況引継書（様式第9-1号）及び特定個人情報管理状況報告書（様式第9-2号）を作成し、監督員に引き継ぐものとする。</p> <p>なお、記載に当たり、業務完了時においても業務の対象となる土地等の権利者との公共用地交渉が難航していた場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合には、以下の内容を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 公共用地交渉の実施に当たり留意すべき点（権利者との公共用地交渉の経緯等） <p>二 業務完了時における権利者との公共用地交渉の状況等</p> <p>第44条～第45条 略</p> |